

今さら聞けない相続の基本

民法には、人が死亡した場合に、その人(被相続人)の財産がどのように承継されるかなどに関する基本的なルールが定められており、この部分は「相続法」と呼ばれています。この相続法については、1980年(昭和55年)に改正されて以来、大きな見直しがされてきませんでした。一方、この間、我が国における平均寿命は延び、社会の高齢化が進展するなどの社会経済の変化が生じており、今回の改正では、このような変化に対応するために、相続法に関するルールを大きく見直しています。(法務省パンフレットより抜粋)。本年4月に施行予定の債権法については、昨年何度かお話しさせて頂きましたが、実はその陰で相続法も改正されており、そのうちの一部は既に施行されています。そこで今回は、この改正の前提議論として相続法の基本をいま一度復習しておきたいと思っております。既知の論点も多いかと思いますが、ここを飛ばして相続法の改正を理解することは難しいと思われるので、ぜひ多くの皆さまに、ご参加頂けると幸いです。今回は同一内容で2回実施します。

◆講師紹介

札幌総合法律事務所 [パートナー弁護士]

弁護士 田代 耕平 (たしろ こうへい)



昭和51年生まれ。旭川市出身。法政大学法学部卒。東北大学法科大学院修了。平成19年弁護士登録。不動産トラブル・欠陥住宅訴訟、企業側の労働問題、悪質クレーマー対策、経営戦略法務(事業整理・再生、M&A)などの分野に注力。建設・不動産関係の取り扱い件数は多く業界の事情にも精通する。

◆主な講演・執筆

◆講演

官公庁、金融機関、各地商工会議所等の依頼講演多数。

◆メディア

- ・北海道新聞 「解決!働くトラブル」(平成25年度連載)
- ・北海道建設新聞 「建設業にまつわる法律」(平成27年度連載)
- ・北海道建設新聞 「弁護士田代耕平のひとりごと」(平成28年より連載中)

◆日時 令和2年2月18日(火)18時~19時半(満席・受付終了)

再講義 令和2年2月25日(火)18時~19時半(残席あり)

◆場所 両日とも北海道建設会館 (札幌市中央区北4条西3丁目)

・2月18日(火)9階 大会議室 ・2月25日(火)9階 中会議室

◆対象 主に不動産業、建設業向けの内容となります。

◆定員 2月18日(火)70名(定員満了)
2月25日(火)30名(申込受付中・先着順・参加無料)

◆申込方法 参加申込書にご記入のうえ、FAX(Email可)にてお申し込み下さい。

主催 札幌総合法律事務所(弁護士:田代耕平)

後援 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会 株式会社北海道建設新聞社

この用紙をFAXして下さい (FAX: 011-281-8458)

参加申込書

不動産業者・建設業者の法律セミナー (第24回)

『今さら聞けない相続の基本』

~~令和2年2月18日(火) 18:00~19:30~~ 満席 (受付終了)

令和2年2月25日(火) 18:00~19:30 残席あり

場所: 両日とも北海道建設会館

※両日程は同一内容となります。
重複参加はご遠慮下さい。

・2月18日(火) 9階 大会議室

・2月25日(火) 9階 中会議室

弁護士 田代 耕平 (担当: 石川) 宛 FAX 番号 011-281-8458

参加人数 () 名 ※2月25日分のみ受付中です。

事業所名			
所在地	〒 -		
TEL		FAX	
取りまとめ ご担当者様	部署・お役職	お名前	

※ 記載頂きました個人情報、主催者において実施する事業以外には使用いたしません。また、承諾なく第三者に提供することはございません。但し後援者による各種ご案内につきましてはご了承下さい。

【ご案内】

- (1) 本講座は、隔月1回(偶数月)に実施の予定です。各回の実施ごとにお申し込み下さい。受講票の発行はありません。定員超過により受付できない場合に限り、当方よりご連絡させていただきます。
- (2) E-MAILにてお申し込みの際は、標題を「2月25日・建設不動産セミナー」とし、必要事項を記載のうえ、お送り下さい。送信先アドレス: seminar@sapporo-sogo-lo.com

【お問い合わせ】

札幌総合法律事務所 事務局 (担当: 石川)

TEL 011-281-8448 FAX 011-281-8458 E-MAIL info@sapporo-sogo-lo.com